

平成十二年法律第二百二十九号
外国倒産処理手続の承認・援助に関する法律

目次

第一章 総則（第一条～第十六条）	第二章 外国倒産処理手續の承認（第十七条～第二十四条）
第三章 外国倒産処理手續に對する援助の处分（第十五条～第五十五条）	第四章 外国倒産処理手續の承認の取消し（第五十六条）
第五章 他の倒産処理手續がある場合の取扱い（第五十七条～第六十一条）	第六章 国内倒産処理手續がある場合の取扱い（第六十二条～第六十四条）
第七章 総則（第六十五条～第七十一条）	附則

第一条 この法律は、国際的な経済活動を行ふ債務者について開始された外国倒産処理手續に対する承認援助手續を定めることにより、当該外国倒産処理手續の効力を日本国内において適切に実現し、もって当該債務者について国際的に整合のとれた財産の清算又は経済的再生を図ることを目的とする。（定義等）	第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一 外国倒産処理手續　外国で申し立てられた手続で、破産手続、再生手続、更生手続又は特別清算手続に相当するものをいう。	二 外国主手続　債務者が営業者である場合にあつてはその主たる営業所がある国で申し立てられた外国倒産処理手續。當業者でない場合は営業所を有しない場合にあつては、当該債務者が個人であるときは住所がある国で申し立てられた外国倒産処理手續、法人その他の社団又は財團であるときは主たる事務所がある国で申し立てられた外国倒産処理手續をいう。
三 外国從手続　外国主手続でない外国倒産処理手續をいう。	四 国内倒産処理手續　日本国内で申し立てられた倒産手続、再生手続、更生手続又は特別清算手続をいう。
五 外国倒産処理手續の承認　外国倒産処理手續について、これを日本国内において第三章の規定による援助の处分をすることができる基礎として承認することをいう。	六 承認援助手續　次章以下に定めるところにより、外国倒産処理手續における公示送達は、その裁判並びに債務者の日本国内における業務及び財産に関し当該外国倒産処理手續を援助するための处分をする手続をいう。
七 外国管財人　外国倒産処理手續において債務者の財産の管理及び处分をする権利を有する者であつて、債務者以外のものをいう。	八 外国管財人等　外国倒産処理手續において債務者の日本国内における業務及び財産に關し管理を命じられた者をいう。
九 承認管財人　第三十二条第一項の規定により債務者の日本国内における業務及び財産に關し、日本人又は日本法人と同一の地位を有する者である。	十 外国管財人等　日本国内にあるものとみなす。

（承認援助手續の管轄）	（承認援助手續の管轄）
第五条 前条に規定する裁判所は、著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、職権で、外国倒産処理手續の承認の決定とともに又はその決定後、承認援助手續を債務者に専属する。（承認援助手續の移送）	第四条 承認援助手續は、東京地方裁判所の管轄に専属する。
第六条 承認援助手續に関する裁判は、口頭弁論を経ないでできる。	第六条の二 承認援助手續における期日の呼出しは、呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相當と認める方法によつてする。
第七条 承認援助手續に對してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してもするもの）を含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。	第八条 この法律の規定による公告は、官報に掲載してする。
第八条 この法律の規定により送達をしなければならない場合には、公告をもつて、これに代えることができる。ただし、この法律の規定により公告及び送達をしなければならない場合は、この限りでない。	第九条 法人の承認援助手續に對して当該裁判の告知がされたものとみなす。

1 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。
2 第一項の規定により送達をしなければならない場合には、公告をもつて、これに代えることができる。ただし、この法律の規定により公告及び送達をしなければならない場合は、この限りでない。
3 この法律の規定により裁判の公告がされたときは、一切の関係人に對して当該裁判の告知があつたものとみなす。
4 この法律の規定により裁判の公告がされたときは、当該裁判所の登記の嘱託等）
5 前二項の規定は、この法律に特別の定めがある場合には、適用しない。

人であるときは、外国会社にあつては日本において各代表者（日本に住所を有するものに限る）

2 他の外國法人に於ける登記所の所在地を管轄する登記所に嘱託しなければならない。

又は保全管理人の氏名又は名称及び住所、承認書類人又は保全管理人がそれぞれ単独にその職務を行うことについて第三十九条第一項ただし書（第五十五条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の許可があつてこゝまよの旨並びに監督管才へよ保全管

理人が職務を分掌することについて第三十九条第一項ただし書の許可があつたときはその旨及び各承認管財人又は各保全管理人が分掌する業務の内容をも登記しなければならぬ。

第一項の規定に依り当該処分が効力を失つた場合、当該処分が効力を失つた場合(第六十一条第二項又は第六十四条を失つた場合(第六十一条第三項又は第六十四条の規定により承認援助手続が効力を失つた場合を除く。次条第二項及び第五項において同じ。)又は前項に規定する事項に変更が生じた場合について準用する。

裁判所書官は、法人である債務者について準用する。第十五条第二項本文、第五十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第五十九条第一項第一号又は第六十条第一項の規定による中止の命令があつた場合において、当該

債務者について次に掲げる登記があるときは、職権で、遅滞なく、当該中止の命令の登記を第一項に規定する登記所に嘱託しなければならない。
い。一 破産法（平成十六年法律第七十五号）第二

百五十七条第一項又は第四項の規定による
二 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五
号）第十一條第一項又は第二項の規定による
登記

号) 第二百五十八条第一項若しくは第四項又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成五十九年法律) 第百五十九条第一項若しくは第四項若しくは第三百三十九条第一項告) は第四項見定による登記

四 会社法（平成十七年法律第八十六号）第九百三十八条第一項第一号（他の法律において準用する場合を含む。）の規定による登記

二号若しくは第二百五十九条第一項第一号（同条第二項において準用する場合を含む。）

民事再生法第十二条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、会社更生法第二百六十条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、金融機関等の更生手続の特別等に関する法律第五百一一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）。

係等に關する法律第一百六十一條第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三百三十四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）又は会社法第九百三十八条第三項（同条第四項又は他の法律において準用する場合を含む。）の規定によ

りされた登記
一 第六十四条の規定によりその効力を失つた他の承認援助手続において第一項又は第四項の規定によりされた登記
破産手続、再生手続、更生手続又は特別清算

子続の係属する裁判所の裁判所書記官は、破産手続終結の決定があつた場合又は再生計画認可の決定、更生計画認可の決定若しくは特別清算終結の決定が確定した場合において、第六十一項の規定によりその効力を失つた承認権

手続において第一項又は第四項の規定によりされた登記があることを知ったときは、職権にて、遅滞なく、その登記の抹消を嘱託しなければならない。

十二条 前二条の規定は、登録のある権利について準用する。
登録免許税を課さない。
(登録への準用)

事件に関する文書の閲覧等)

前項の規定は、文書等のうち録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の方法で記録した物を含む。）に関しては、適切な事項を記録した物を含む。）に關しては、適切な事項を記録した物を含む。）に關しては、適切な事項を記録した物を含む。

いて利害関係人の請求があるときは、裁判所書記官は、その複製を許さなければならぬ。

4 前三項の規定にかかるわらず、外国管財人等以外の利害関係人は、第二十五条第二項の規定による中止の命令、第二十六条第一項の規定による处分、第二十七条第二項の規定による中止の命令、第五十二条第一項の規定による処分、

命令 第五十一条第一項の規定による处分の規定によると、第五十八条第一項若しくは第六十三条第一項の規定による中止の命令又は外国倒産処理手続の承認の申立てについての裁判があるまでの間は、前三項の規定による請求をすることができない。

(支障部分の閲覧等の制限)

第十四条 次に掲げる文書等について、利害関係人がその閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製（以下この条において「閲覧等」という。）を行ふことにより、

承認援助手続の目的の達成に著しい支障を生ずるおそれがある部分（以下この条において「支障部分」という。）があることにつき疎明があつた場合には、裁判所は、当該文書等を提出した債務者、外国管財人、承認管財人（承認管財人

人代理を含む。以下この項及び次項において同じ。) 又は保全管理人(保全管理人代理を含む。以下この項及び次項において同じ。)の申立てにより、支障部分の閲覧等の請求をすることができる者を、当該申立てをした者、外国管財人

等、承認管財人及び保全管理人に限ることができる。

五条第一項において準用する場合を含む。)において準用する第三十五条第一項の規定又は第五十三条第一項ただし書の規定による許可を得るために裁判所に提出された文書等第十二条第三項又は第四十六条(第五十七

二 第十七条第三項又は第四十九条第五項第一項において準用する場合を含む。)の規定による報告に係る文書等前項の申立てがされたときは、その申立てについての裁判が確定するまで、利害関係人(同項の定てん者、トヨタ音才人等、おもな者等)の

3 支障部分の閲覧等の請求をしようとする利害項の申立てをした者、外国籍人等、承認管轄人等、人及び保全管理人を除く。次項において同じ)は、支障部分の閲覧等の請求をすることができない。

件を欠くこと又はこれを欠くに至つたことを理由として、同項の規定による決定の取消しの申立てをすることができる。

4 第一項の申立てを却下した決定及び前項の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

5 第一項の規定による決定を取り消す決定は、確定しなければその効力を生じない。

(民事訴訟法の準用)

第十五条规定 特別の定めがある場合を除き、承認援助手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編までの規定(同法第七十一条第二項、第九十二条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第三項及び第三項、第九十五条第三項、第一百五十五条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。)を準用する。この場合において、別表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(最高裁判所規則)

第十六条 この法律に定めるもののほか、承認援助手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第二章 外国倒産処理手続の承認
(外国倒産処理手続の承認の申立て)

第十七条 外国管財人等は、外国倒産処理手続が申し立てられてゐる国に債務者の住所、居所、営業所又は事務所がある場合には、裁判所に対し、当該外国倒産処理手続について、その承認の申立てをすることができる。

2 前項の申立ては、当該外国倒産処理手続について、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定又は特別清算開始の命令に相当する判断(第二十二条第一項において「手続開始の判断」という。)がされる前であつても、することができる。

3 外国管財人等は、第一項の申立てをした場合には、裁判所の定めることにより、当該申立てに係る外國倒産処理手続の進行状況その他の裁判所の命ずる事項を裁判所に報告しなければならない。

(最高裁判所規則)

(費用の予納)

第十九条 外国倒産処理手続の承認の申立てをするときは、外國管財人等は、承認援助手続の費用として裁判所の定める金額を予納しなければならない。

2 費用の予納に関する決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(外国倒産処理手続の承認の条件)

第二十条 外国倒産処理手續の承認の申立てをするときは、外國管財人等は、承認援助手續の費用として裁判所の定める金額を予納しなければならない。

2 費用の予納に関する決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(費用の予納)

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、裁判所は、外國倒産処理手續の承認の申立てを棄却しなければならない。

2 一 承認援助手續の費用の予納がないとき。

2 二 当該外国倒産処理手續において、債務者の財産による援助の処分をする必要がないものとされていることが明らかであるとき。

2 三 当該外国倒産処理手續について次章の規定により援助の処分をする必要がないことが明らかであるとき。

2 四 当該外国倒産処理手續について次章の規定により援助の処分をする必要がないことが明らかであるとき。

2 五 外國管財人等が第十七条第三項の規定に違反したとき。ただし、その違反の程度が軽微であるときは、この限りでない。

2 六 不當な目的で申立てがされたことその他の申立てが誠実にされたものでないことが明らかであるとき。

(最高裁判所規則)

第二十二条 裁判所は、第十七条第一項に規定する要件を満たす外國倒産処理手續の承認の申立てに係る外國倒産処理手續の進行状況その他の裁判所の命ずる事項を裁判所に報告しなければならない。

(最高裁判所規則)

第二十三条 裁判所は、外國倒産処理手續の承認の決定をしたときは、直ちに、当該決定の主文を公告しなければならない。

2 外國管財人等には、外國倒産処理手續の承認の決定の主文を記載した書面を送達しなければならない。

2 前項の決定は、その決定の時から、効力を生ずる。

(最高裁判所規則)

第二十四条 外國倒産処理手續の承認の申立てについての裁判に対する抗告は、即時抗告をすることができる。

2 外國倒産処理手續の承認の決定をした裁判所は、前項の即時抗告があつた場合において、当該決定を取り消す決定が確定したときは、直ちにその主文を公告し、かつ、外國管財人等にその主文を記載した書面を送達しなければならない。

3 外國倒産処理手續の承認の決定を取り消す決定が確定したときは、次条第一項又は第二項の規定による中止の命令、第二十六条第一項又は第二項の規定による処分、第二十七条第一項又は

てがされた場合において、当該外國倒産処理手續につき手續開始の判断がされたときは、前条第五十七条第一項又は第六十二条第一項の規定によりこれを棄却する場合を除き、外國倒産処理手續の承認の決定をする。

2 前項の決定は、その決定の時から、効力を生ずる。

(最高裁判所規則)

第二十五条 裁判所は、承認援助手續の目的を達成するために必要があると認めるときは、債務者関係人の申立てにより又は職権で、外國倒産処理手續の承認の決定と同時に又はその決定後、次に掲げる手續の中止を命ずることができる。

1 強制執行、仮差押え又は仮処分(以下「強制執行等」という。)の手續で、債務者の財産(日本国内にあるものに限る。以下この項において同じ。)に對して既にされているも

の即時抗告を棄却する決定に對して前条第一項の即時抗告がされたときは、同様とする。

2 債務者の財産に関する訴訟手續

3 債務者の財産に関する事件で行政手續に係属しているものの手續

4 裁判所は、外國倒産処理手續の承認の申立てがされた場合には、当該申立てについて決定をする前であつても、前項の規定による中止の命令をすることができる。外國倒産処理手續の承認の申立てを棄却する決定に對して前条第一項の即時抗告を棄却する決定に對して前条第一項の即時抗告がされたときは、同様とする。

3 前項の規定による中止の命令は、外國倒産処理手續の承認の申立てを棄却する決定又は同項の即時抗告を棄却する決定があつたときは、その効力を失う。

4 裁判所は、第一項又は第二項の規定による中止の命令を変更し、又は取り消すことができる。

5 裁判所は、承認援助手續の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、債務者(外國管財人がない場合に限る。)若しくは承認管財人の申立てにより又は職権で、担保を立てさせて、又は立てさせないで、第一項又は第二項の規定により中止した強制執行等の手続の取消しを命ずることができる。ただし、同項の規定により中止した強制執行等の手続の取消しについては、外國倒産処理手續の承認の決定があつた後に限る。

6 第一項又は第二項の規定による中止の命令、第四項の規定による決定及び前項の規定による取消しの命令に對しては、即時抗告をすること

は第二項の規定による中止の命令、第二十八条第一項の規定による禁止の命令及び第三十二条第一項の規定による処分は、その効力を失う。第一項の規定による処分は、その効力を失う。

(他の手續の中止命令等)

第二十六条 裁判所は、承認援助手續の目的を達成するために必要があると認めるときは、債務者関係人の申立てにより又は職権で、外國倒産処理手續の承認の決定と同時に又はその決定後、次に掲げる手續の中止を命ずることができる。

1 強制執行、仮差押え又は仮処分(以下「強制執行等」という。)の手續で、債務者の財産(日本国内にあるものに限る。以下この項において同じ。)に對して既にされているもの

の即時抗告を棄却する決定に對して前条第一項の即時抗告がされたときは、同様とする。

2 債務者の財産に関する訴訟手續

3 債務者の財産に関する事件で行政手續に係属しているものの手續

4 裁判所は、外國倒産処理手續の承認の申立てがされた場合には、当該申立てについて決定をする前であつても、前項の規定による中止の命令をすることができる。外國倒産処理手續の承認の申立てを棄却する決定に對して前条第一項の即時抗告を棄却する決定に對して前条第一項の即時抗告がされたときは、同様とする。

3 前項の規定による中止の命令は、外國倒産処理手續の承認の申立てを棄却する決定又は同項の即時抗告を棄却する決定があつたときは、その効力を失う。

4 裁判所は、第一項又は第二項の規定による中止の命令を変更し、又は取り消すことができる。

5 裁判所は、承認援助手續の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、債務者(外國管財人がない場合に限る。)若しくは承認管財人の申立てにより又は職権で、担保を立てさせて、又は立てさせないで、第一項又は第二項の規定により中止した強制執行等の手続の取消しを命ずることができる。ただし、同項の規定により中止した強制執行等の手続の取消しについては、外國倒産処理手續の承認の決定があつた後に限る。

6 第一項又は第二項の規定による中止の命令、第四項の規定による決定及び前項の規定による取消しの命令に對しては、即時抗告をすること

- い。 8 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

9 第二十三条第三項各号に掲げる者には、第二項の規定による中止の命令があつた旨を通知しなければならない。ただし、同条第三項ただし書に規定する規定による通知が既にされている者については、この限りでない。

(処分の禁止、弁済の禁止その他の処分)

10 第二十六条 裁判所は、承認援助手続の目的を達成するために必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、外国倒産処理手続の承認の決定と同時に又はその決定後、債務者の日本国内における業務及び財産に関する处分の禁止を命ずる处分、弁済の禁止を命ずる处分その他の処分をすることができる。

裁判所は、外国倒産処理手続の承認の申立てがされた場合には、当該申立てについて決定を下し、处分の禁止を命ずる处分、弁済の禁止を命ずることができる。外国倒産処理手続の承認の申立てを棄却する決定に対し第一二十四条第一項の即時抗告がされたときも、同様とする。

11 前項の規定による处分は、外国倒産処理手続の承認の申立てを棄却する決定又は同項の即時抗告を棄却する決定があつたときは、その効力を失う。

12 裁判所は、第一項又は第二項の規定による处分を変更し、又は取り消すことができる。

13 裁判所が第一項又は第二項の規定により債務者が債権者に対し弁済その他の債務を消滅させる行為をすることの禁止を命ずる处分をした場合には、債権者は、承認援助手続の關係においては、当該处分に反してされた弁済その他の債務を消滅させる行為の効力を主張することができない。ただし、債権者が、その行為の当時、当該処分がされたことを知っていたときに限る。

14 前条第六項から第八項までの規定は第一項又は第二項の規定による处分及び第四項の規定による決定について、同条第八項の規定はこの項において準用する同条第六項の即時抗告についての裁判があつた場合について、同条第九項の規定は第二項の規定による处分があつた場合について準用する。

(担保権の実行手続等の中止命令)
第二十七条 裁判所は、債権者の一

合し、かつ、競売申立人又は企業担保権の実行手続の申立て人に不当な損害を及ぼすおそれがないと認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、外国倒産処理手続の承認の決定とともに又はその決定後、相当の期間を定めて、債務者の財産に対して既にされている担保権の実行の手続又は企業担保権の実行手続の中止を命ずることができる。

2 裁判所は、外国倒産処理手続の承認の申立てがされた場合には、当該申立てについて決定をする前であっても、前項の規定による中止の命令を発することができる。外国倒産処理手続の承認の申立てを棄却する決定に対しても第二十四条第一項の即時抗告がされたときは、同様とする。

3 前項の規定による中止の命令は、外国倒産処理手続の承認の申立てを棄却する決定又は同項の即時抗告を棄却する決定があつたときは、その効力を失う。

4 裁判所は、第一項又は第二項の規定による中止の命令を発する場合には、競売申立人又は企業担保権の実行手続の申立て人の意見を聽かなければならぬ。

5 裁判所は、第一項又は第二項の規定による中止の命令を変更し、又は取り消すことができる。

6 第一項又は第二項の規定による中止の命令及び前項の規定による変更の決定に対しては、競売申立人又は企業担保権の実行手続の申立て人に限り、即時抗告をすることができる。

7 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

8 第二十五条第八項の規定は第一項又は第二項の規定による中止の命令、第五項の規定による決定及び第六項の即時抗告についての裁判があつた場合について、同条第九項の規定は第二項の規定による中止の命令があつた場合について準用する。

(強制執行等禁止命令)

第二十八条 裁判所は、承認援助手続の目的を達成するために必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、外国倒産処理手続の承認の決定と同時に又はその決定後、すべての債権者に対し、債務者の財産に対する強制執行等の禁止を命ずることができる。(この

- 場合において、裁判所は、相當と認めるときは、一定の範囲に属する債権に基づく強制執行等又は一定の範囲に属する債務者の財産に対する強制執行等を禁止の命令の対象から除外することができる。

2 前項の規定による禁止の命令（以下「強制執行等禁止命令」という。）が発せられた場合には、債務者の財産に対し既にされている強制執行等（当該命令により禁止されることとなるものに限る。）の手続は、中止する。

3 裁判所は、強制執行等禁止命令を変更し、又は取り消すことができる。

4 裁判所は、承認援助手続の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、債務者（外国管財人がいない場合に限る）若しくは承認管財人の申立てにより又は職権で、担保を立てさせて、又は立てさせないで、第二項の規定により中止した手続の取消しを命ずることができる。

5 強制執行等禁止命令、第三項の規定による決定及び前項の規定による取消しの命令に対しては、即時抗告をすることができる。

6 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

7 強制執行等禁止命令が発せられたときは、債務者に対する債権（当該命令により強制執行等が禁止されているものに限る。）については、当該命令が効力を失った日の翌日から二月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。（強制執行等禁止命令に関する公告及び送達等）

第二十九条 強制執行等禁止命令及びこれを変更し、又は取り消す旨の決定があつた場合には、その主文を公告し、かつ、その裁判書を外国管財人等、承認管財人及び申立人に送達しなければならない。

2 裁判所は、外国倒産処理手続の承認の決定と同時に強制執行等禁止命令を発したときは、第二十三条第一項の規定による公告には、強制執行等禁止命令の主文をも掲げなければならぬ。この場合においては、前項の規定による公告は、することを要しない。

3 第一項の場合において、同項の裁判書の送達を受けた外国管財人等は、当該裁判書の内容を知り得る債務者に周知させるため必要な措置を講じなければならない。

4 強制執行等禁止命令及びこれを変更し、又は取り消す旨の決定は、外国管財人等（承認管財

（強制執行等禁止命令の解除）

た場合において、強制執行等の申立人である債権者に不当な損害を及ぼすおそれがあると認めるとときは、当該債権者の申立てにより、当該債権者に対しては強制執行等禁止命令を解除する旨の決定をすることができる。この場合には、当該債権者は、債務者の財産に対する強制執行等をすることができ、強制執行等禁止命令が発せられる前に当該債権者がした強制執行等の手続は、続行する。

2 前項の規定による解除の決定を受けた者に対する第二十八条第七項の規定の適用については、同項中「当該命令が効力を失った日」とあるのは、「第三十条第一項の規定による解除の決定が効力を生じた日」とする。

3 第一項の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

4 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

(債務者の財産の処分等に対する許可)

5 第一項の申立てについての裁判及び第三項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第八条第三項本文の規定は、適用しない。

第三十一条 裁判所は、次の各号のいずれかに該当する場合において、必要があると認めるときは、債務者が日本国内にある財産の処分又は国外への持出しその他裁判所の指定する行為をするには裁判所の許可を得なければならぬものとすることができる。ただし、承認管財人又は保全管理人がある場合は、この限りでない。

一 第二十五条第一項若しくは第二項の規定による中止の命令、第二十六条第一項若しくは第二項の規定による処分、第二十七条第一項若しくは第二項の規定による中止の命令、強制執行等禁止命令又は第五十七条第二項、第五十八条第一項（同条第二項において準用す

る場合を含む。)、第五十九条第一項第一号、第六十条第一項若しくは第六十三条第一項の規定による中止の命令が発せられたとき。

二 第六十二条第二項の規定により中止した外国従手続の承認援助手続があるとき。

裁判所は、日本国内において債権者の利益が不当に侵害されるおそれがないと認める場合に限り、前項の許可をすることができる。

三 第一項の許可を得ないでした法律行為は、無効とする。ただし、これをもつて善意の第三者に対抗することができない。

(管理命令)

第三十二条 裁判所は、承認援助手続の目的を達成するため必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、外国倒産処理手続の承認の決定と同時に又はその決定後、債務者の日本国内における業務及び財産に関し、承認管財人による管理を命ずる処分をすることができる。

二 裁判所は、前項の処分(以下「管理命令」という。)をする場合には、当該管理命令において、一人又は数人の承認管財人を選任しなければならない。

三 法人は、承認管財人となることができる。

四 裁判所は、管理命令を変更し、又は取り消すことができる。

五 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

六 前項に規定する場合を除き、次に掲げる事項を公告しなければならない。

(管理命令に関する公告及び送達等)

第三十三条 裁判所は、管理命令を発したときは、即時抗告をすることができる。

二 債務者の財産(日本国内にあるものに限る。)の所持者及び債務者に対して債務(日本国内にある債権に係るものに限る。)を負担する者(第六項において「財産所持者等」という。)は、債務者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない旨

裁判所は、外国倒産処理手続の承認の決定と同時に管理命令を発したときは、第二十三条第一項の規定による公告には、前項に掲げる事項をも掲げなければならない。

三 裁判所は、管理命令を変更し、又は取り消す旨の決定をした場合には、その旨を公告しなければならない。

2

二 債務者の代理人

一 債務者

4

二 債務者

一 債務者

3

二 債務者

一 債務者

2

二 債務者

一 債務者

3

二 債務者

一 債務者

4

二 債務者

一 傾向者

3

二 傾向者

一 傾向者

2

二 傾向者

一 傾向者

1

二 傾向者

一 傾向者

2

二 傾向者

一 傾向者

3

二 傾向者

一 傾向者

2

二 傾向者

一 傾向者

1

二 傾向者

一 傾向者

0

二 傾向者

一

(外国倒産処理手続の承認援助に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

正前の外国倒産処理手続の有誤取扱いに関する法律第十七条第一項の規定による外国倒産処理手続の承認の申立てに係る承認援助事件については、なお従前の例による。

第十二条 施行日前にした行為並びに附則第二条第一項、第三条第一項、第四条、第五条第一項、第九項、第十七項、第十九項及び第二十一項並びに第六条第一項及び第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第十四条 附則第二条から前条までに規定するもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 貝（平成一七年七月二六日法律第ノ七号）抄
この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附 則（平成一八年六月二日法律第五〇号）抄
この法律は、一般社団・財団法人法の施行の
日から施行する。

日から施行する。
附 則 (平成二三年六月二十四日法律第七
四号) 抄

附則（令和四年五月二五日法律第四八
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十
日を経過した日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して四年
（施行期日）
号抄

第三条の規定並びに付則第六十一条中南米等を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第三条の規定並びに附則第六十一条中商業記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第五十二条第二項の改正規定及び附則第百二十五条の規定の公布の日

二及び三 略

を加える改正規定及び第八条の規定並びに附則第四条、第四十九条、第六十五条、第七十

条、第七十八条及び第八十三条の規定、附則第八十七条中犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成二十一年法律第二百五号）第四十

の改正規定（「第八十七条」の下に、「第八十七条の二」を加える部分に限る）、附則第八十八条、第九十三条、第九十六条及び第八十三条の規定並びに附則第八十条中消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）第五十三条の改正規定（第八十七条）の下に「第八十七条の二」を加える部分に限る。）

(罰則に関する基準措置) を加える部分に附る) 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

百二十四条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後についた

行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（令和四年六月一七日法律第六八百二十五条）この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（施行期日）
この法律は、刑法等一部改正法施行日から施
号抄

一 第五百九条の規定 公布の日
該各号に定める日から施行する。当該各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則（令和五年六月一四日法律第五三号）抄

各号に定める日から施行する。

第三十二章の規定及び第三百八十九条の規定

規定 同法第二十五条の改正規定 同法第六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定
（二の賸本）の下に「又は電磁的記録に記録され
てある事項の全部又は一部

てある事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。) 同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第一百四十二条第一項第三号

四 項	第 二 百 六 条 第 一 項	第 二 百 六 条 第 二 項	第 二 百 三 条 第 三 項
記 録 し な れ ば	電 子 調 書	裁 判 所 規 則 で 定 め る 電 子 情 報 處 理 組 織 を 使 用 す る	若 しく は 送 付 し 、 又 は 最 高 裁 判 所 規 則 で 定 め る 電 子 情 報 處 理 組 織 を 使 用 す る

れ ば	記 載 し な け	調 書	又 は 送 付 す
--------	-----------------------	--------	-----------------------